

官報号外

昭和四十六年四月二十二日

○第六十五回 参議院會議錄第十号

昭和四十六年四月二十三日(金曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第十号

昭和四十六年四月二十三日

午前十時開議

第一 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案(趣旨説明)

第二 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第三 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、北海道開発審議会委員の選挙

以下 議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

近藤英一郎君
赤間文三君
井川伊平君
八木一郎君
矢野登君
高田浩運君
今春曉君
安田隆明君
井川伊平君
上田哲君
大矢正君
長田裕二君
近藤英一郎君
高田隆明君
井川亨弘君
今春曉君
安田鉄木
赤間浩運君
井川伊平君
八木一郎君
矢野登君
近藤英一郎君
山崎竜男君
松澤兼人君
秋山長造君

辞任を許可した。

内閣委員

法務委員

大蔵委員

社会労働委員

商工委員

赤間文三君
矢野登君
八木一郎君
鉄木亨弘君
山崎竜男君
高田浩運君
今春曉君
安田隆明君
井川伊平君
上田哲君
大矢正君
長田裕二君
近藤英一郎君
高田隆明君
井川亨弘君
今春曉君
安田鉄木
赤間浩運君
井川伊平君
八木一郎君
矢野登君
近藤英一郎君
山崎竜男君
松澤兼人君
秋山長造君

近藤英一郎君
赤間文三君
登君
八木一郎君
鉄木亨弘君
山崎竜男君
高田浩運君
今春曉君
安田隆明君
井川伊平君
上田哲君
大矢正君
長田裕二君
近藤英一郎君
高田隆明君
井川亨弘君
今春曉君
安田鉄木
赤間浩運君
井川伊平君
八木一郎君
矢野登君
近藤英一郎君
山崎竜男君
松澤兼人君
秋山長造君

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を農林水産委員会に付託

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十二名提出)

地方行政委員会に付託

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(華山親義君外六名提出)

内閣委員会に付託

地方法規等の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を農林水産委員会に付託

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外十二名提出)

内閣委員会に付託

決算委員

長田裕二君

近藤英一郎君

赤間文三君

議員青島幸男君を懲罰に付するの動議(森八三

一君外一名提出)

同日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 矢山有作君 (矢山有作君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ

れた。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外六名提出)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正す

る法律案(広瀬秀吉君外六名提出)

國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外六名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ

れた。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(広瀬秀吉君外六名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ

れた。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

議員青島幸男君を懲罰に付するの動議(森八三

一君外一名提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十六年度特別会計予算

昭和四十六年度政府関係機関予算

交通安全施設等整備事業に關する緊急指置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

下水道整備緊急指置法の一部を改正する法律案

道路交通法等の一部を改正する法律案

旧執達規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案

民事訴訟費用等に關する法律及び刑事訴訟費用等に關する法律案

民事訴訟費用等に關する法律案

刑事訴訟費用等に關する法律案

卸売市場法案

中小企業特恵対策臨時措置法案

関税定率法等の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

所得稅法の一部を改正する法律案

租稅特別措置法の一部を改正する法律案

塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案

航空機の不法な奪取の防止に関する条約の締結

航空機の不法な奪取の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

コンテナに關する通関条約の締結について承認を求めるの件

国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物

の国際運送に関する通関条約(T.I.R条約)の締結について承認を求めるの件

最低賃金決定制度の創設に関する条約(第二十

名した。

内閣委員

法務委員

大蔵委員

文教委員

同

社会労働委員

同

決算委員

議院運営委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

永野 鎮雄君	玉置 和郎君	横山 フク君	八田 一朗君	山本 杉君	丸茂 重貞君	二木 謙吾君	江藤 智君	鹿島 俊雄君	河口 陽一君	高橋 衛君	同	参議院議長 重宗 雄三殿	同	通信委員長 横川 正市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四十六年四月十三日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、期間 四月二十二日 一日間	一、費用 概算四四、一〇〇円	右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十一条の二により承認を求めます。	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

一、期間 四月二十二日 一日間

一、費用 概算四四、一〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十一条の二により承認を求めます。

昭和四十六年四月十三日

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

より、提出者からその趣旨説明を求めます。野原 労働大臣。
〔國務大臣野原正勝君登壇、拍手〕
國務大臣野原正勝君登壇、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
わが国の雇用失業情勢は、昭和三十年代後半以来引き続く経済の高度成長に伴い著しく改善され、近年においてこれは労働力不足基調へと変わってまいりました。今後とも、経済はなお相当の成長を続けていくものと予測されますので、多少の景気の変動があるとしても、全体として労働力不足は一そう深刻化するものと思われます。しかしながら、その中でも年齢別、地域別に見ますとかなりの不均衡が見られ、中高年齢者や雇用機会の乏しい地域の失業者につきましては、年々改善されてきてはおりますが、なお就職が必ずしも容易でないという状況が見受けられます。

このよる状況の変化に対処するため、失業対策制度のあり方について根本的に検討することが必要であると考えられましたので、昨年九月、学識経験者を失業対策問題調査研究委員に委嘱し、客観的、専門的立場からの調査研究を依頼いたしました。同年十二月、その結果が報告されました。これを参考としつつ、今後の失業対策制度に関する基本構想をまとめ、同月二十三日、雇用審議会に諮問いたしました。

この基本構想におきましては、先に述べましたように雇用失業情勢の見通しを前提とし、中高年齢者が多年にわたる職業生活で得た知識と経験を生かすことが、中高年齢者自身にとって、また、国民経済の觀点から見ても肝要なことであるとの考えに立つて、今後は、中高年齢者の雇用促進重点を置き、これらの者が従来のように失業対策事業に依存することなく、その能力を民間雇用において有効に發揮することができるようとするための特別の対策を講ずることとしております。

一方、現在失業対策事業に就労している者につ

きましては、従来の経緯等にかんがみ、当分の間、失業対策事業を継続実施して、これに就労させることとしております。

雇用審議会におきましては、この基本構想について慎重な審議が行なわれ、去る二月十三日答申をいたしましたので、政府といたしましては、その御意見を尊重しつつ成案を固め、ここに中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案として提案した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、中高年齢者等の就職がなお困難な雇用失業情勢にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定をはかることを目的とするものであります。

第二に、中高年齢者の雇用を促進するため、その適職、労働能力の開発方法等の研究、求人等に対する指導及び援助、職業紹介施設の整備等の措置を講ずるとともに、中高年齢者に適する職種について雇用率を設定し、これが達成されるよう、事業主に対しまして、雇い入れの要請、給付金及び融資についての特別の配慮を行なう等、中高年齢者の雇用を奨励するための必要な諸施策を講ずることとしております。

第三に、就職の困難な中高年齢者等の就職を促進するため、求職手帳を発給し、その有効期間中就職活動を容易にし、生活の安定をはかるため、所要の手当を支給しつつ、就職指導、職業訓練等を講ずることとしております。

第四に、中高年齢者等につきましては、一般的には以上の諸施策によつて十分対処し得ると考えられるが、産業地域等雇用の機会の乏しい地

○議長(重宗雄三君) 日程第一、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定に

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案(趣旨説明)

きましては、従来の経緯等にかんがみ、当分の間、失業対策事業を継続実施して、これに就労させることとしております。

雇用審議会におきましては、この基本構想について慎重な審議が行なわれ、去る二月十三日答申をいたしましたので、政府といたしましては、その御意見を尊重しつつ成案を固め、ここに中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案として提案した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、中高年齢者等の就職がなお困難な雇用失業情勢にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定をはかることを目的とするものであります。

第二に、中高年齢者の雇用を促進するため、その適職、労働能力の開発方法等の研究、求人等に対する指導及び援助、職業紹介施設の整備等の措置を講ずるとともに、中高年齢者に適する職種について雇用率を設定し、これが達成されるよう、事業主に対しまして、雇い入れの要請、給付金及び融資についての特別の配慮を行なう等、中高年齢者の雇用を奨励するための必要な諸施策を講ずることとしております。

第三に、就職の困難な中高年齢者等の就職を促進するため、求職手帳を発給し、その有効期間中就職活動を容易にし、生活の安定をはかるため、所要の手当を支給しつつ、就職指導、職業訓練等を講ずることとしております。

第四に、中高年齢者等につきましては、一般的には以上の諸施策によつて十分対処し得ると考えられるが、産業地域等雇用の機会の乏しい地

域の中高年齢者等につきましては、手帳の通常の有効期間が終わつてもなお就職が困難な者も考え

られますので、有効期間についての特別の配慮を加えるほか、これらの者の雇用を促進するため、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用機会の増大をはかるための措置等に関する計画を作成し、計画に基づき必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ公共事業へ吸収させることにして、万全を期している次第であります。

なお、雇用機会の増大をはかるための措置として、当該地域の発展により雇用の機会が増大するまでの間、臨時に雇用の機会を与えることを目的として、予算措置により、特定地域開発就労事業を実施することにしております。

また、この法律案の附則におきまして、緊急失業対策法は、この法律の施行の際、現に失業対策事業に使用されている失業者についてのみ、当分の間、その効力を有するものとして、この場合においては、夏季または年末の臨時の賃金は支払わないものとするとともに、関係法律について所要の整備をいたしております。

以上が中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。小柳勇君。

〔小柳勇君登壇、拍手〕

○小柳勇君 私は日本社会党を代表して、たゞいま提案されました中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案につきまして、総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。

現在の緊急失業対策法は、昭和二十四年、戦後多数の失業者の発生に対処して、失業対策事業及び公共事業にできるだけ多くの失業者を吸収し、その生活の安定をはかること、あわせて経済の復興に寄与することを目的として制定された法律であります。今まで二十余年の間、この法律による失業対策事業を振り返ってみますと、就労した者の数は昭和二十六年で約十五万人、昭和三十五年では二十五万人にふえておるのであります。昭

和三十八年には法律の改正を行なって、失業対策事業の規制を加えてから年々減少を続けてまいりましたが、それでも現在なお十六万人の失業者がいるため、将来、不況産業の人員整理あるいは就労いたしております。

次に、労働省編集の「失業対策二十年史」によりまして失業対策の成果を見ますと、土地、道路、水道、河川、砂防施設、港湾施設、保健衛生等々の整備事業など、あらゆる分野にわたって相当の成果をあげております。たとえば、道路では合計六千五百キロメートル新設いたしました。これは東京からシンガポールまでの距離であります。同じく道路の補修では約九十三万キロメートルで、メートルで、猪苗代湖の広さであります。除雪いたしました雪の量は霞が関ビルの容積の百五十ばかりの量であります。能率のよくない失業対策と云われておられます。このように二十余年にわたる失業対策の功績は、失業者の救済のみにとどまらず、事業の成果の上でも著しいものがあつたのであります。

次に、今日の労働力の需要供給の状況について見てみますと、近年の雇用失業情勢は大幅に改善され、いまや労働力不足の時代に入ったと言われております。ただいま、労働大臣もそのように申しておられます。しかしながら、労働力需給の実情をこまかに調べてみると、労働力が不足しておられますのは若年技能労働力であります。そのためには年半は中高年齢者であります。その求職は依然として困難な実情にあります。総理府の労働力調査によりますと、いまなお多くの失業者が存在し、しかも、その大半は中高年齢者であります。

次に、総理及び厚生大臣にお尋ねをいたします。小柳勇君。

〔小柳勇君登壇、拍手〕

私は日本社会党を代表して、たゞいま提案されました中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案につきまして、総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。

現在の緊急失業対策法は、昭和二十四年、戦後半は中高年齢者であります。その求職は依然として困難な実情にあります。総理府の労働力調査によりますと、いまなお多くの失業者が存在し、しかも、その大半は中高年齢者であります。

次に、総理及び労働大臣、企画庁長官にお尋ねいたします。

今日までの高度成長の主導的役割をなっておるのは、自動車、石油化学など花形産業は、昨年の景気後退が予想外に長引き、なお現在においても先行きの見通しがむずかしいと伝えられております。このため、超大型設備を備えた直後に付の充実をはかることを答申しております。この

と、昨年來景気の後退している産業界の不況回復は、いまだ予測はつかないような事態であります。

したがって、将来、不況産業の人員整理あるいは倒産による失業者の発生なども考えておかなければならぬと思ふのであります。

そこで、まず総理大臣にお尋ねをいたします。

今回提案されました中高年齢者等に対する特別措置法案は、表看板は中高年齢者などの就職促進に関する法律であります。その中身は、現在の失業対策事業法を廃止しようといふ失業対策打ち切り法にすぎないと見えます。なぜこのような法律が必要であるのか。この法律に盛られている内容を見ますと、中高年齢者の職業のあつせん、雇用率の設定、雇用奨励金制度など、特別措置のものなる点は現行の雇用対策法、公共職業安定法などの中ですでに定められているところであります。政府

もその施策を推進して今日に至っているところであります。本法律案により新たに設けられた点は、言うならば求職手帳の発給措置だけであります。中高年齢者の雇用促進並びにその救済対策に関する特則措置、本法律案の制定を待つまでもなく、現行の雇用対策法、公共職業安定法、緊急失業対策法等による措置の推進で十分可能であると思うのであります。

再び繰り返して申しますが、本法律案は、中高年齢者の雇用の促進と称して、現在失業対策事業に従事している失業者に対してのみ、当分の間その効力を認めて、それ以外は現行の失業対策事業から失業者を締め出します。なぜこのような措置が現在必要であるのか、総理大臣の真意をただしたいのであります。

次に、総理及び厚生大臣にお尋ねをいたします。本法律案は、労働省令で定める範囲の年齢、すなわち四十五歳以上六十五歳未満のものに適用するといわれておりますが、六十五歳以上の老齢者の生活安定対策はどうしようとするのか。わが国の国民年金はやつと十年前に制定され、三十年前に制定された厚生年金制度と並んで国民皆年金制度が確立したと政府は申しておりますが、両年金ともいまだその給付内容ははなはだ貧弱であり、かつ自動調整制度の採用がないので、年々の物価上昇のものでは、とうてい老後の生活を支える金額のものではありません。このことは政府も十分承知しておられるところであります。今回の新制度の発足にあたっては、まず年金制度の充実が先決問題であります。社会保障制度の十分でない現状において、六十五歳以上の高齢者の生活安定対策を欠いたまま新制度に切りかえることは、新法の保護の対象とならない高齢失業者を自殺しにする結果となるのであります。雇用審議会におきましても、高齢者については社会保障制度による給

際、総理大臣及び厚生大臣に六十五歳以上の高齢者の福祉対策についてお尋ねをいたしますとともに、厚生年金、国民年金制度等につきまして、給付内容の大改革など、抜本的改正を必要とする時期にきていると考える所であります。しかし、それは緊急を要すると思うのであります。どうでございましょうか、お尋ねいたします。

次に、労働大臣に質問いたします。まず第一は、定年制の延長に関する所であります。定年年齢は、定年制の延長に関する所であります。定年年齢も、最近の労働力不足対策等から、一部の企業においては六十歳定期制を実施しているところもありますが、五十五歳を定期と定めている企業が大部分であります。定期年齢の延長をかることはもとより、それとあわせて公的年金受給年齢とのギャップが生じないように受給年齢を調整する必要があると思う所であります。どうでございますか。

さらに、六十五歳以上の高齢者は求人は一般に少ないのであります。高齢者の就職促進のために雇用率の引き上げのみにとどまらず、広く労働力を活用するため、年齢に応じた作業への労働者の適正な配置を考えるとともに、雇用審議会も答申しておりますように、新たな職場の創設と、就職あつせん業務をさらに積極的に行なうべきであると思ふます。が、労働大臣の御意見をお尋ねいたします。

最後に、重ねて労働大臣に、本法律案の中に含まれておる雇用審議会の答申無視の姿勢についてお尋ねいたします。

その第一点は、審議会は、「現在失業対策事業に就労している者で自立しない者については、この事業に就労することによって維持されてきた程度の生活内容が、社会保障対策や高年齢者の仕事に関する対策によって充足されるようになるまでの間、引続き就労できるようになります」と答申しております。また、中央職業安定審議会も趣旨の建議を行なっております。しかし、本法律案では、附則において「当分の間」だけと区切つて、いつでも廃止できるようにしております。こ

れは審議会の答申の趣旨に反するものであります。次に第二点は、従来支給されておりました夏期及び冬期手当制度の廃止であります。審議会におきましては、「臨時の賃金については、就労者の生

活に激変を与えない範囲において、支給条件等の改善について検討を加えること」と答申しております。また、中央職業安定審議会も同趣旨の建議を行なっております。ところが提出された法案には、附則におきまして、これを廃止すると書いておる所であります。審議会の答申の趣旨に従う道は、廃止することではなく、運営に改善を加えること

で足りるのであります。夏期及び冬期の特別手当は長年の慣行であり、しかも去る昭和三十八年の改正により法律上の根拠を与えられたものであります。

以上、審議会の答申をなぜ無視されるのか。労働大臣の説明を求める所とともに、この二つの問題を答申どおりに法案を修正すべきであると考えるがどうか。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(佐藤榮作君) 小柳君にお答えいたしました。

現在の失業対策はそれなりに功績のありました。現在の失業対策はそれなりに功績のありました。最近においても依然として求人は就職者を上回って、失業率もさわめて低水準を保っています。しかし、これらの動きはおおむねゆるやかでござります。

次に、今後の失業の見通しについてあります。長期的に見ても、短期的に見ても、全体として失業が大きな深刻な問題となることはないものと考えております。最近においても依然として求人は就職者を上回って、失業率もさわめて低水準であり、労働力需給逼迫の基調は依然として変わらず、景気停滞に対する影響は比較的軽微であります。景気停滞に対する影響は比較的軽微であります。景気停滞に対する影響は比較的軽微であります。

次に、失業対策事業に依存しないようにならなければならないような事態は避けられるものと考えております。今後は失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。

最後に、社会保障制度の充実についてあります。従来のように失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。今後とも社会保障制度の充実に努めますので、従来のように失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。

最後に、社会保障制度の充実についてあります。従来のように失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。今後とも社会保障制度の充実に努めますので、従来のように失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。

以上私からお答えをいたしましたが、その他の点につきましては、それぞれの所管大臣からお答えいたします。(拍手)

○國務大臣(野原正勝君) お答えいたします。

総理からの答弁をございましたが、今後新たにあります。

今後中高年齢者がその経験と能力とを生かして活躍すべき分野は広いし、かつ、その社会的要請も一そろ強まるものと考えております。私は、その機会を積極的に拡大し、民間雇用においてその能力を有効に發揮できるようになることが何よりも望ましいことと考えますが、今回の法案はその意味で大きく寄与するものと考えております。この法案は、小柳君が懸念されるように、新たに失業する者を失効事業から縮め出すことを目的としたようなものではなく、より積極的に適切な雇用の確保をねらいとした建設的な意義をよくおみ取りいただきたいものと思います。

次に、今後失業の見通しについてあります。長期的に見ても、短期的に見ても、全体として失業が大きな深刻な問題となることはないものと考えております。最近においても依然として求人は就職者を上回って、失業率もさわめて低水準であり、労働力需給逼迫の基調は依然として変わらず、景気停滞に対する影響は比較的軽微であります。

次に、失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。今後は失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。

最後に、社会保障制度の充実についてあります。従来のように失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。今後とも社会保障制度の充実に努めますので、従来のように失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。

最後に、社会保障制度の充実についてあります。従来のように失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。今後とも社会保障制度の充実に努めますので、従来のように失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。

最後に、社会保障制度の充実についてあります。従来のように失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。今後とも社会保障制度の充実に努めますので、従来のように失業対策事業に依存しないようにならならないような事態は避けられるものと考えております。

以上私からお答えをいたしましたが、その他の点につきましては、それぞれの所管大臣からお答えいたします。

また、高齢者の適職を選定し、事業主に対する高齢者の採用を奨励するため、職業研究所の機能も活用して、高齢者の適職について調査研究を進めることとしております。高齢者が長い職業生活においてつちかってきた経験と能力が職場で十分に生かされるようにつとめてまいりたいと思います。今後とも高齢者の雇用の促進については、その適職について調査研究を進め、高齢者に適した職場の開拓に一そら努力するとともに、職業あつせん体制の充実に十分意を用いてまいる考え方でございます。

定年制のこととございますが、最近、定年年齢の延長の傾向が出てまいりました。しかし、まだ五十五歳が大半でございます。寿命の延長が著しい昨今、若年労働力を中心として労働力が不足をしております現状から見まして、さらには人口構成の急激な高齢化が予想されますことから、高年齢労働者がその能力を有効に發揮することができます。この法案におきましては、中高齢者の適職の研究を行ない、それらの適職についての中高齢者の雇用率を設定し、中高齢者が雇用されることを促進するための措置を講ずることによりまして、民間企業の理解と協力によりまして、中高齢者に適した職業への労働者の再就職、再配置が進むことを期待しておるわけでございます。

以上述べましたとく、老齢者の就職対策を充実強化することとしているので、この際、老齢者就職事業を実施する必要は特にないものと考えております。

この法案の附則において、緊急失効法は現在の就労者についてのみ当分の間効力を有することとしているのであります。雇用審議会の答中の趣旨を十分に尊重いたしまして、社会保障制度や高齢者の仕事に関する対策が充実をされるまで、引き続いて就労できるように配慮しておるわけでございます。

臨時の賃金につきましては、いろいろ問題がござります。

さいますので、臨時の賃金という制度は廃止することにしておりますが、従来からの継続もありますし、就労者の生活に激変を与えないという点を考えまして、雇用審議会の答申の趣旨を十分に尊重いたしまして、十分な配慮をした上、適切な方策によって支給ができるように考えておるわけでございます。したがって、そういうような必要な財源を確保しておりますので、その点は答申の御趣旨を十分に尊重しておるものと考えております。

以上お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣佐藤一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤一郎君) お答えいたします。

失業の見通し等との関連において、近き将来に

おける景気の動向についての御質問でございました

た。御存じのように、政府は昨秋以来、金融緩和

措置を講じてまいりますし、それからまた

公共事業費の繰り上げ施行と、こういふようなこ

ともはかつております。それらに応じまして銀行

の貸し出し等も非常に積極的になつてきておりま

す。そしてまた、この近い、四月一六月におけると

ころのいわゆる第一四半期における財政の大幅の

拡大と、こういふようなことをございましてこ

ともはかつております。それらに応じまして銀行

の貸し出し等も非常に積極的になつてきておりま

供給設備の増加等もございまして、目下のところ停滯感みでござりますが、下期以降、徐々に上昇をしてまいりであるといふに考えておられます。いずれにいたしましても、ほぼ在庫調整並びに緩和措置によりまして一〇%前後の安定成長のラインに落ちついてまいるものと判断をいたしております。もとより、政府は財政金融政策を今後も機動的に運営をするつもりでござりますから、御心配のような点については決してそういう憂いがないと、こういふふうに考えておる次第であります。(拍手)

その他、国民の寿命が延びまして、年をとりましても皆さま方が非常に元気で、従来の経験、経歴を生かして働きたいという意欲を持つ方が多いわけでありますから、私どもの老齢者対策といつても、そういう面に、年をとった方々にたしましては、そういう面に、年をとった方々に生きがいを感じて働くような仕組みをつくってまいりたい。単に老人クラブをつくって、それに若干の助成をすれば済むとは私は考えずして、むしろ、こういうお年寄りのうち機能のあられる方たちには、社会奉仕活動といふようなものに一步を踏み出していくだくというような、そういう施策も四十六年度から踏み出してまいりましたことは御承知のとおりでございます。

また、六十五歳以上の方々に対する職業紹介事

業といふようなものも、これは労働省とは別個の立場で厚生省としていたしておりますが、この成績が非常によろしくござります。一般の職業紹介所の窓口における就職成立率の二倍ぐらゐの成績をあげておるようござりますので、こういう施設も四十六年度にはさらに増設をすることにいたしておりますが、この方面に力を入れてまいります。

また、わが国の年金制度は、制度ができま

ととともに自動的に年金のかばーする分野が非常に大きくなりますとともに、小柳先生御承知のとおりでございます。しかし、私はそれをもつて満足す

るものではございませんので、それはそれといった

充実をも進めてまいりたいと考えます。

その他、国民の年金制度は、制度ができま

ととともに自動的に年金のかばーする分野が非常に大きくなりますとともに、小柳先生御承知のとおりでございます。しかし、私はそれをもつて満足す

ものではございませんので、それはそれといった

充実をも進めてまいりたいと考えます。

また一面、わが国の年金制度は、制度ができま

してから御承知のとおり日が浅いために、非常に

年金でカバーされる部分が少ないといふような印

象を与えておりますけれども、これは制度の成熟

○國務大臣(内田常雄君) 一般的に老人に対する福祉施策が非常に大きな国民的課題となつてしまつておきますことは、私もこの席からたびたび申し上げたとおりでございまして、ことにそのうちの中核をなしますものは、私はやはり所得保障でありますところの年金の充実であるということは、小柳先生と同じ考え方を持つものでござります。今回の国会に対しましても、国民年金のうちの福祉年金の若干の引き上げでありますとか、あるいはまた財政再計算期を待たずして行なう厚生年金の引き上げというような議案も提案をいたしておりますのも、私どものこの考え方の一端を示すものでござりますが、しかし、私はそれをもつてももちろん十分なものとは考えませんので、最近における国民の生活水準、物価、その他経済の動向をも勘案をいたしまして、自動的なスタイル制といふことではないに、私は政策的に、それよりもむしろ老齢者に対する社会福祉についての国民意識の向上というものをより大きく取り入れまして、これらの年金制度の充実につきましては、今後とも格段の努力を重ねてまいる覚悟でおります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 宮崎正義君

〔宮崎正義君登壇、拍手〕 私は、公明党を代表して、ただい

ま提案になりました中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案に關し、總理並びに閣僚大臣に若干の質問をいたしたいと思ひます。

〔議長退席、副議長着席〕

今日、わが国における六十歳以上の人口は千百万人を數え、総人口の一・一%を占めています。この規模は、自由世界にあってアメリカに次ぐ老人口を有するものであり、しかも、今後さらに短期間に老齢化が進むことが予測され、近い将来、世界一の老人口比率の国になると見込まれているのであります。しかし一方、中高年齢者を取り巻く環境はさわめてきびしく、とりわけ政府の雇用対策と福祉政策の貧困さは、これら中高年齢者にとって不安感を一そく増大させる結果となつております。年々労働力不足が深刻化する中で、労働力人口の高齢化が著しく進んでいる状況を考えますと、雇用対策の対象を中高年齢者に焦点をしぼり、施設を講ずる必要があると思うのであります。顕著な事例として、中高年齢者を対象とした各種の職業紹介の実態が不すように、就職率はきわめて低いという実情に置かれていることあります。また、社会福祉制度の面から見た場合でも、年金にせよ、医療にせよ、住宅にせよ、何一つとして生活を保障し得るのは見当たらぬのであります。總理は、このような中高年齢者に対するはだ寒い雇用対策と社会福祉制度をどのように認識をし、評価をし、今後いかなる決意をもつて取り組まれるか、御所見を承りたいと思うものであります。

失業対策事業に從事する労働者にとって、働く職場の確保と賃金は、生活を維持する上で最も重要な問題であります。先ほど御答弁がありましたが、重要なことでありますから、雇用審議会の答申についての考え方をお伺いしたいと思います。

「失効就労により維持されてきた程度の生活内容が社会保障対策によって充足されるようになるまでの間、引き続き就労できるようになります。あり、臨時手当についても、「これまでの経過、社会

的慣行等に留意する必要があり、就労者の生活に關する特別措置法案において、支給条件の改善について検討を加えること」と答申されているにもかかわらず、本法案では、いずれも廃止するとなつてゐるのであります。いかなる理由によるものか、明らかに示していただきたいものであります。失効労務者にとって死活にかかる重要な案件を、このように安易な考へで処理しようとする政府の姿勢では、國民の納得を得ることはとうてい不可能なことであります。約十九万人をこえるといふ失効労務者の中でも、その四四%が六十歳以上で占められています。しかも、高齢化は年々進んでおり、その多くは家庭的にも經濟的にも恩恵を受けている人が、かなりの数にのしかかる問題については、なお一そらのあたたかい思いやりと慎重な態度がなければならないと考えるものであります。

次に、失効事業の性格についてであります。これまでの経過の中で、今日の失効事業が多分に社会福祉的役割を持つに至ったとしても、本来は労働力政策の一環として取り扱われるべきであることは、衆目の一致するところであります。しかしながら、労働力政策として徹するからには、社会福祉制度の充実が前提になくてはならないと思つて取り組まれるか、御所見を承りたいと思うものであります。

次に、高齢失業者等就労事業についてであります。緊急失効法には、高齢失業者等就労事業に関する規定がありますが、この規定が施行されて以来、今日までの行政面における実績としてどのようなものがあるか、また、今後はどのよろな方針で臨むのかをお伺いいたしたいのであります。次に、中高年齢者の雇用対策についてであります。先ほどの趣旨説明にもありましたように、労働力不足が深刻化している今日とはいえ、中高年齢者の雇用事情は、満足を得るにはほど遠い状況にあると申さなければなりません。五十五歳以上の求職者を取り扱っている高齢者コーナーにおける昭和四十五年度上半期の就職状況は全くお寒い限りで、求職申し込み件数に占める就職件数の割合が三二%，高齢者職業相談所にしても二六・五%といふ低率であります。一方、人材銀行においても、開所以降の業務取り扱い状況を見ま

すと、その就職率は四十歳から五十歳で三四・五%、五十一歳から六十歳では二八%、六十一歳以上はわずか一七・七%の低きに甘んじているのであります。さらに、昭和四十四年十月に出された職業安定業務統計によつても、五十一歳から五十五歳を対象とした求人倍率は〇・五八倍、五十六歳以上は〇・一七倍と、これまた低い状態なのであります。こうした実態を見るとときにはたして本法案に寄与する」とあります。しかし一部には多数の失業者の発生は労働力不足の深刻化する今日ではあり得ないとして、失効制度の存在を疑問視する考え方があるや聞いておりますが、それを理由に廃止を唱えるとするならば、全くの見当はずれと言ふべきであると思うのであります。今日に至るまで二十年以上の長期間にわたつてこの制度が続いてきた事実は、現在においてもなお失効制度によつて恩恵を受けている人が、かなりの数にのぼっているということの証左にはならないものであります。さらに、失業者の急増というような不慮の事態に立ち至つた場合の備えとして、同法の存続はそれなりに評価すべきであると考える所以であります。一体、政府は失業対策をどのように評価しているのか、見解を明確にされたいのであります。

次に、雇用率の設定についてであります。雇用率の設定につきましては、雇用対策法、職業安定法に同様の規定がありますが、中高年齢者の雇用率については、さきに述べたとおり、きわめて悲観的な実績しかないのであります。また、身体障害者につきましても、より明確な規定があるにもかかわらず、その雇用率は遅々として進歩が見られないのです。その原因には、法そのものが努力規定になつていてることがあげられます。それがにいたしましても、現在までの実績に關する限りは、雇用率を設定したからといって、雇用の促進が保証されるような労働市場環境は、遺憾ながら生まれないとの判断に立たざるを得ないのであります。法定雇用率の設定による効果と実施方法はいかなるものか、お答えをいただきたいものであります。

次に、厚生大臣にお尋ねいたします。豊かで、生きがいのある老後の実現を目指すには社会保障制度の充実こそが急務であります。しかしながら、わが国における社会保障の後進性につきましては、各界より指摘を受けてからすでにかなりの時間が経過しておるわけであります。さらに、先進国との社会保障の水準の格差はますます拡大の方向にあるといふのであります。年金額の改善、医療対策の充実、住宅、福祉施設の充実等、難問題は山積するばかりで、解決の歩みは遅々として進

展を見ることができないのであります。そこで、わが党が提出いたしました社会保障基本法案の中にも盛り込んであります社会保険計画の樹立を検討する用意がおありかどうか、お伺いをいたしました。

最後に、高齢労働者に対する厚生省の考え方と今後の方針について、先ほども一部お触れになつております。（拍手）

ておりましたけれども、前回の御答弁をいたしましたものであります。以上をもつましても、私の質問を終わりといたします。

○國務大臣（佐藤榮作君） 宮崎君にお答えをいたしました。

官報（号外）

【國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手】
○國務大臣（佐藤榮作君） 宮崎君にお答えをいたしました。【國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手】
（号外）
ます。中高年齢者の就職のあつせんにつきましては、人材銀行等の専門機関によるあつせん活動の強化、あるいは職業訓練の実施等の措置により、その雇用の促進に相当の成果をあげてきたところであります。しかしながら、中高年齢者の就職がなお必ずしも容易でない状況にありますので、今回、中高年齢者雇用促進法を提案し、中高年齢者の就職を積極的に促進するための施策を総合的かつ効果的に講ずることとしたものであり、本法案の施行により格段の成果をあげ得るものと期待しております。また、わが国の社会保障制度は年ごとに充実したものとなつてきておりますが、今後とも施策の中心的課題として、その改善に力を注いでまいる決意であります。特に人口の老齢化が急速に進展すると予想される今日、老人福祉の問題はますます重要になるものと考えます。私は、国民の一人一人が物心両面にわたつてしまわせる生活を送ることを念願しておりますが、中高年齢者対策につきましても、このような見地から最善を尽くしてまいります。

なお、失業対策が労働力政策と社会保障政策の二つの側面を持つておられるとの御指摘ありました

が、現在の失業対策は、就労者の高齢化が著しいため、事実上、社会保障機能を果たしていることは否定できません。今回の法案はこのようない現実に着目して、現に失業事業に就労している者についても、高齢者であつても、社会保障制度が充実されるようになるまでの間はこの事業に就労できるようにし、その生活の安定をはかることとしたものであります。そのよろしい意味においても、今回の改正案はきわめて現実的であります。

最後に、政府は審議会の答申に対しても忠実でないのではないかというよう御意見のよう聞き取ったのであります。しかし、審議会の答申は、その実施におきまして十分基本的には尊重しておられます。今回の失対就労者の臨時賃金問題にいたしましても、就労者の生活に激変を与えないよう適切なる方策を講ずる考え方であり、雇用審議会の答申の趣旨は十分尊重してまいります。政府原案は現実に即したきわめて妥当な案であると、かように考えますので、何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○國務大臣（野原正勝君） 登壇、拍手）
お答えいたします。
中高年齢者の就職は現在も必ずしも容易でない状況であります。今後、経済の安定的成長と労働力供給の伸び悩みが予想されますので、労働力の不足の基調は一そう進行するものと思われます。したがつて、この法案に基づきまして中高年齢者の雇用率を設定し、その達成のための雇用奨励措置を講ずるとともに、就職が特に困難な中高年齢者については求職手帳制度を設けまして、手当を支給して、その生活の安定をはかりながら職業指導、職業訓練などの就職促進措置を行なうなど、諸般の施策を総合的に実施することによつて、中高年齢者の雇用につきましては万全を期してまいりたいと考えております。

この法案は、雇用審議会の答申の趣旨を十分に尊重したものであります。そのうちの法律上規定すべき事項を盛り込んで作成したものであります。定すべき事項を盛り込んで作成したものであります。

業対策法は、現在の就労者についてのみ当分の間効力を有することにしておりますが、雇用審議会の答申の趣旨を十分尊重いたしまして、社会保障制度や高齢者の仕事に関する対策が充実されるまで、引き続いて就労できるように配慮するなどを考えております。

臨時の賃金につきましては種々問題があるのです。従来からの経緯もございまして、就労者の生活に影響を与えるところも少なくないわけですから、雇用審議会の答申の趣旨を尊重いたしまして、その生活に激変を与えないということを十分に配慮した上で、適切な方策を講ずる考え方であります。そのためには必要な財源を確保しているところでございます。

失対事業就労者は年々高齢化しているので、高齢者の安全と健康をはかるため、公共交通機関等の軽易な事業種目を開拓拡大して実施しているところでありますから、雇用審議会の答申の趣旨は十分尊重してまいります。政府原案では、この時勢におきまして、私は厚生大臣としての御努力に敬意を表しておるものでござります。また、社会保障の充実に大いに努力をいたす覚悟であります。

○國務大臣（内田常雄君） 宮崎さんのはうから、先般、議員立法として御提案がございました社会保障基本法案につきましては、本院の社会労働委員会で御趣旨の説明を私も聴取いたしまして、その御努力に敬意を表しておるものでござります。また、社会保障の充実に大いに努力をいたす覚悟であります。

政府のほうにおきましては、御承知のとおり、昨年の新経済社会発展計画におきまして、社会保障の充実につきまして総合的な計画が織り込まれておるわけでございまして、この中には厚生年金、国民年金などの改善につきましても示されています。すなわち、これらの年金につきましては、その財政再計算期といふものがございますが、單にそれだけにとらわれないで、さらに年金の充実、拡充をはかることを私どもは計画をいたしております。

政府のほうにおきましては、御承知のとおり、昨年の新経済社会発展計画におきまして、社会保障の充実につきまして総合的な計画が織り込まれておるわけでございまして、この中には厚生年金、国民年金などの改善につきましても示されています。すなわち、これらの年金につきましては、その財政再計算期といふものがございますが、單にそれだけにとらわれないで、さらに年金の充実、拡充をはかることを私どもは計画をいたしております。

雇用率の問題でございますが、中高年齢者の雇用率につきましては、職業安定法の規定に基づきまして、官公署においては、三十四種目について年齢者については求職手帳制度を設けまして、手当を支給して、その生活の安定をはかりながら職業指導、職業訓練などの就職促進措置を行なうなど、諸般の施策を総合的に実施することによつて、中高年齢者の雇用につきましては万全を期してまいりたいと考えております。

この法案は、雇用審議会の答申の趣旨を十分に尊重したものであります。そのうちの法律上規定すべき事項を盛り込んで作成したものであります。

その他の老齢者福祉に関する事項につきましては、先ほどから小柳先生に申し上げたとおりでございます。

なおまた、お尋ねがございました厚生省が実施をいたしております高齢者の職業紹介事業につい

てでございますが、これは、從来までは全國二十カ所の主要な都市でございましたけれども、昭和四十六年度にはこれを十カ所ふやしまして、三十カ所にいたす計画で進めております。この六十五歳以上の方々に対する職業紹介の成績は、先ほども述べましたように非常に良好でございます。申しますのは、お年を召されても元気な方は、それだけの生活経験を積んでおられますので、それを活用をする、そういう場合が非常に多いことに私どもは着目をいたしまして、この施設を進めてまいりました。そこで、昭和四十四年度の実績がございましたが、六十五歳以上の方のこの施設に対する就職申し込み者一万三千九百余人のうち、就職が成立いたしました者が五千五十九人でございまして、就職率は三六%というようなことで、好成績を示しております。

私どもは、労働省の施策と協力し、またそれと相まちまして、この老齢者に対する生きがい、また社会活動の分野の拡大にもつとめてまいる所存でございます。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(安井謙君) 日程第二、公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の一の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。井出郵政大臣。

〔國務大臣井出一太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣井出一太郎君 公衆電氣通信法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近時、電話等の普及に伴い電報の果たす役割が変化し、電報事業の収支は著しく悪化してきております。また、最近における生活圈、経済圏の

拡大と情報化社会の進展に対応して、電話の制度を改正する必要性が生じております。加入電話に対する需要も年々増加の一途をたどっております。一方、社会経済活動の高度化に伴い、電氣通信回線に電子計算機等を接続して行なうデータ通信に対応する社会的要請が著しく増大してきております。

以上のよくな情勢にかんがみまして、公衆電氣通信法の一部を改正して、電報事業の健全化、通話料金体系の調整合理化、電話の拡充等をはかり、サービスの改善につとめるとともに、公衆電氣通信の秩序を勘案しつつデータ通信の発展、育成を助長し、わが国情報化社会の健全な発展に寄与しようとするものであります。

この法律案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に電報につきましては、普通電報の基本料を二十五字まで百五十円、累加料を五字まで二十分円に改めるとともに、市内電報、市外電報の区別を廃止する等、電報に関する制度を改正することとしております。

第二に、電話につきましては、自動の市内通話に時分割を採用し、一定の区域内はすべて三分ごとに七円とするとともに、近距離通話の料金を引き下げる等、通話料金の体系を整備し、また、加入電話は全国にわたって設置場所の変更ができるようにする等改正することとしております。

第三に、電話の設備料は単独電話を一加入ごとに五万円にする等、これを改正することとしております。

第四に、データ通信につきましては、民間企業等が電子計算機等を設置して電氣通信回線を利用する制度としまして、新たにデータ通信回線使用契約及び公衆通信回線使用契約の二種とすることとしております。これによりまして、民間企業

等は一定の条件のもとに、オンラインによる電子計算機の共同利用、計算サービス業、情報検索業等を行なうことができることとなります。

○副議長(安井謙君) 日程第二、公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の一の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。井出郵政大臣。

〔國務大臣井出一太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣井出一太郎君 公衆電氣通信法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

そこで、まず、データ通信のための通信網の開放についてお尋ねいたします。今世紀における人類の誇るべき英知の所産であるコンピューターと通信回線との接続は、情報化社会への扉を開くものであります。政治、経済、社会に与える影響は大きくなり、その及ぶところは、はかり知らないものがあります。したがいまして、情報化を今後進めるにあたりましては、まず、そ

式会社が行なうデータ通信サービスについても、これを法定することとしております。

この法律案の施行期日は、設備料関係の規定は昭和四十六年六月一日、データ通信関係の規定は、公衆通信回線に関するものを除き昭和四十六年九月一日、電報関係の規定は昭和四十七年三月一日、その他の規定は昭和四十七年九月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの範囲内において政令で定める日としております。

以上をもちまして、この法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。久保等君。

〔久保等君登壇、拍手〕

○久保等君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま郵政大臣から趣旨説明のありました公衆電氣通信法の一部を改正する法律案に対しまして、佐藤總理並びに関係大臣に対しまして若干の質疑を行ないたいと存じます。

今回の法律改正案は、ただいまの趣旨説明によりましたように、電報料金の値上げ、電報利用制度の改正、電話料金体系における広域時分割の採用、電話設備料の値上げ、データ通信制度の新設など、まことに多岐にわたつて重要な内容を持つものであります。

これより逐次問題点を指摘して、佐藤總理はじめ関係大臣の御所見をお聞きいたしたいと存じます。

そこで、まず、データ通信のための通信網の開放についてお尋ねいたします。今世紀における人類の誇るべき英知の所産であるコンピューターと通信回線との接続は、情報化社会への扉を開くものであります。政治、経済、社会に与える影響は大きくなり、その及ぶところは、はかり知らないものがあります。したがいまして、情報化を今後進めるにあたりましては、まず、そ

の基本原則たる平和利用と国民生活の向上、民主的な管理運営及び基本的人権とプライバシーの保護の三原則を明確にした基本法を制定し、この原則のもとに情報化に関する基本的政策を定めるべきであるとするのが、われわれのかねてからの主張であります。このことについては、すでに衆参両院においても情報処理振興事業協会等に関する法律案可決の際、全会一致をもつて附帯決議がなされているところであります。

しかるに、このよくな基本法の制定もないまま、今回、財界の圧力に屈して、通信網の開放を先行させるといふことは、まことに無原則な措置であつて、秩序ある情報化への進展を著しく混乱させるものであると断ぜざるを得ないのであります。また、もしこの状態を放置するならば、わが国情報化の進展は、ますます大資本の意のままに進められ、国民生活や労働環境との矛盾を激化するばかりでなく、情報の独占的管理の強化、マスク操作による生活意識の類型化、マスプロによる労働からの人間疎外、さらにファシズム型の政治、社会への移行など、まことに種々危険な傾向を促進することになりかねないのであります。政府は、わが国情報化社会の健全な発展をはかるため、いかなる政策を実施されようとしているのか、この際、佐藤總理の所信を国民の前に明らかにしていただきたいと存じます。

第二に、電電公社の行なうデータ通信業務の法定化についてお伺いいたします。改正法律案は、電電公社の行なうデータ通信サービスの提供を本來の業務として法的に裏づけようとしたしております。公衆電氣通信業務を担当する公共企業体たる公電の第一義的責務は、現在なお申し込んでおりません。公衆電氣通信業務を積滞をつかない三百万になんなんとする電話の積滞をみやかに一掃することにあることは、多言を要しないところであります。昭和四十六年度を初年度とする電信電話拡充七ヵ年計画におきまして、その積滞を解消するという見通しであります。その

テンボははなはだ緩慢であり、われわれの納得得不到ないところであります。しかるに、公社は、現在サービスを提供している六システムのデータ通信に加え、電信電話拡充七ヵ年計画において膨大なる投資を行なつて、二百を上回るシステムを計画しております。一体、公社はいかなるシステムを考えているのか、あわせて郵政大臣からお答え願いたいと存じます。

第三に、基本的人権とプライバシーの保護についてお尋ねいたします。基本的人権とプライバシーの保護は、情報化を進めるにあたっての重要な基本原則の一つであることは先ほど申し述べました。今後、情報化の進展によって国民の個人情報、あるいは企業、組織の情報が大量に蓄積をされるようになると思われますが、もしこれが悪用されれば、基本的人権とプライバシーの侵害という重大な問題を惹起するおそれがあります。最近報道された某出版社のコンピューター用磁気デープ複写事件の示唆するところは、まことに大なるものがあります。現在、情報については法律上保護の対象とされていないのであります

が、このことは、データ通信のための通信網開放以前に解決しておくべき重要問題であると思ふのうりであります。ですが、この点に関する法務大臣の御所見をお聞きいたいと存じます。

第四は、情報産業に対する外資の自由化対策についてであります。コンピューターの資本自由化は、第四次資本自由化における最大の問題点となつておられます。また、情報処理サービス業も、現在でこそ自由化されておりませんが、近い将来必ず問題となることは明らかであります。資本的にも技術的にも、わが国に対し格段の優位に立つ米国情報産業資本は、わが国を絶好な市場として虎視眈々としてねらっております。米国資本にじゅうりんされた西ヨーロッパ諸国の二の舞いを演することは断じて許されはなりません。情報産業に対し、いかなる外資対策をお持ちであるか、通産大臣にお伺いいたします。

第五は、国際間のデータ通信についてお尋ねいたします。国際間の通信は、電話にしても、加入電信にいたしましても、各國が独自の交換網を所持する必要がありますが、新しいデータ通信にも画しておられます。一体、公社はいかなるシステムを考えておられるのか、あわせて郵政大臣からお答え願いたいと存じます。

第六は、データ通信網と交換網をつなぐのが国際通信サービスを所有し、その中央処理システム相互間をデータ伝送回線で結合するシステム構成となるれば明らかのことであります。各國が中央処理システムを所有し、その中央処理システム相互間の这种方式が貫かれるべきであると考えます。これは、その交換機能を情報処理機能に置きかえてみれば明らかなことであります。各國が中央処理システムを所有し、その中央処理システム相互間をデータ伝送回線で結合するシステム構成となるべきであると思われます。しかしながら、国際間のデータ通信は、ごく一部の先進国で開始されたばかりであります。いまだ国際的にこのことの重要性が十分認識されているとは申せません。また、御承知のように、国際間のデータ通信による情報処理につきましては、いまだ基本的な取り組みが存在していないのです。そのためには、データ通信回線の開放によって、國民一般が経済的な負担増となり、あるいは電話による通話が制限されることになるのだといふ疑問を感じておられるのであります。広域時分割の採用は、はたして國民の要望にこたえ得るものであるのか、また、通話料を三分単位とする根拠は一体何か、さらには、この単位料金区域を再検討する用意がはたしてあるのかどうか、郵政大臣の御見解をお聞きいたいと存じます。

第七は、電報事業の近代化とこれに関連する問題についてであります。電電公社におきましては、改正法律案による市内電報、市外電報の区別は、平等と対等の原則に立った国際間の合意を成立させるようわが国が積極的に働きかけるべきであると考えるものであります。この点についても総理の御見解をお尋ねいたします。

第六は、電話料金体系について広域時分割を導入する問題であります。御承知のように、現行の通話制度は、通話が加入区域内に終始するかいかによって市内通話と市外通話に区別され、市内通話であれば時間に制限なく七円で通話ができるのにに対し、市外通話は距離と時間とによって課金されることがあります。提案によりますと、全国五百六十二の単位料金区域を最低通話料金区とし、通話料を三分七円にしようとするもので、まさに画期的な改変と言ふべきであります。この方法は、従来の市内、市外の料金格差を縮めて負担の均衡をはかる意味においては一步前進である

ことを認めるものであります。この単位料金区の設定は、国民の立場から見ると必ずしも合理的であるとは言えないであります。電電公社は、四十四年度決算において二百六十八億円の利益をあげてゐるのです。しかも、国民が相次ぐ物価の上昇に苦しんでいるときに、電話料金の実質的値上げや設備料の引き上げ、あるいは電報料金の大幅改定を何うえ強行しようとするのか。これは生活の安定を求める国民の強い願望に背を向けた、まさに国民不在の法律改訂であると言わざるを得ません。ここにあらためて物価政策に關する基本的な姿勢について総理の御答弁を求めるものであります。

なお、通産大臣が不在の趣でありますので、通産大臣に対する私の質問は総理のほうからお答え願いたいと存じます。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 久保君にお答えいたしました。

久保君からは、まず、情報基本法の制定についてお尋ねがありました。いわゆる三原則につきましては、実際の行政の運営にあたつて十分に配慮しているところであります。基本法の制定につきましては、新しい分野であるだけに種々むずかしい問題もあり、今後とも各方面の御意見を聞きながら十分検討してまいります。

次に、通話料金区域を最低通話料金区とし、通話料を三分七円にしようとするもので、電報通数は大幅に減少し、したがつて電報制度の廃止は全く理解に苦しむものであります。次に、料金値上げとこれら一連の制度改正に伴つて電報通数は大幅に減少し、したがつて電報関係要員に相当数の削減を生ずることが予想されます。これらのいわゆる電報事業の合理化対策がもし従業員の犠牲において実施されるとすれば、断じてこれを許すことはできません。いかなる要員対策を考えておられるのか、電報事業の将来あるべき姿とあわせて郵政大臣の御答弁をお願いいたします。

最後に、電報及び電話の料金の値上げについてお尋ねいたします。今回の法律改正により電報料金や電話設備料が大幅な値上げとなるほか、広域時分割の採用により市内電話は三分七円となり、実質的に利用者の負担増となることは明らかであります。政府はさきに郵便事業の赤字を理由に郵便料金の大幅値上げ案を提出いたしております。このよ

うな利権をあげてゐるのです。しかも、国民が相次ぐ物価の上昇に苦しんでいるときに、電話料金の実質的値上げや設備料の引き上げ、あるいは電報料金の大幅改定を何うえ強行しようとするのか。これは生活の安定を求める国民の強い願望に背を向けた、まさに国民不在の法律改訂であると言わざるを得ません。ここにあらためて物価政策に關する基本的な姿勢について総理の御答弁を求めるものであります。

なお、通産大臣が不在の趣でありますので、通産大臣に対する私の質問は総理のほうからお答え願いたいと存じます。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 久保君にお答えいたしました。

久保君からは、まず、情報基本法の制定についてお尋ねがありました。いわゆる三原則につきましては、実際の行政の運営にあたつて十分に配慮しているところであります。基本法の制定につきましては、新しい分野であるだけに種々むずかしい問題もあり、今後とも各方面の御意見を聞きながら十分検討してまいります。

次に、通話料金区域を最低通話料金区とし、通話料を三分七円にしようとするもので、電報通数は大幅に減少し、したがつて電報制度の廃止は全く理解に苦しむものであります。次に、料金値上げとこれら一連の制度改正に伴つて電報通数は大幅に減少し、したがつて電報関係要員に相当数の削減を生ずることが予想されます。これらのいわゆる電報事業の合理化対策がもし従業員の犠牲において実施されるとすれば、断じてこれを許すことはできません。いかなる要員対策を考えておられるのか、電報事業の将来あるべき姿とあわせて郵政大臣の御答弁をお願いいたします。

最後に、電報及び電話の料金の値上げについてお尋ねいたします。今回の法律改正により電報料金や電話設備料が大幅な値上げとなるほか、広域時分割の採用により市内電話は三分七円となり、実質的に利用者の負担増となることは明らかであります。政府はさきに郵便事業の赤字を理由に郵便料金の大幅値上げ案を提出いたしております。このよ

般の施策を進めてその育成強化に鋭意努力しているところがあります。情報産業の資本自由化についても、情報産業の重要性とその弱体な競争力に留意して十分慎重に検討してまいります。したがいまして、ただいま直ちに資本の自由化というような問題はございませんが、この進め方等については最もおぞい分野になるのじゃないかと、かように思います。

情報化的促進は新時代の発展のためきわめて必要であり、このため、昨年、情報処理振興事業協会を設立し、ソフトウェア開発のための融資制度を創設するなど、多角的総合的な政策を実施しているところであります。

また、今回の改正法案も、オンライン情報処理の需要の増大に対応して、データ通信に関する制度を定めるものであり、今後とも健全な情報化社会の発展のための政策を幅広く実施してまいる所存であります。

次に、国際間のデータ通信網のあり方につきまして、中央交換局のような施設を設けることは必要であると私は考えております。また、国際協定の必要性については、わが国としても応分の寄与を果たしてまいりたい、かように考えております。

最後に、物価問題についてのお尋ねであります。が、これは、基本的な問題はすでにたびたび説明したところであります。が、今回の改正によりまして料金改定にも触れておりますので、そういう意味からまだお尋ねであろうかと思ひます。御承認のよろしく、物価をできるだけ安定的な水準に保つといふ、これが基本的なわれわれの姿勢でありますし、物価と取り組む政府の姿勢であります。しかし、ことに公共料金が物価を主導する、そういうことがあつてはいかぬと、かように思いますので、公共料金の抑制につきましては、諸物価のうちでも特にわれわれが意を用いているところであります。しかして今回の改正は、これは久保君もよく御承知のように、また後ほど郵政大臣からも

御説明になるだらうと思いますが、電電公社の経営内容からいたしまして、いろいろ料金については基本的な問題があるわけであります。ことに電報そのものについては、実際の面から申しまして、今までのよろんな料金では何もやつていけない、これは御承知のとおりでありますので、今回大幅な改正をこれに加えようということであります。もちろん、その失業等の問題についても対策をあわせて考えていかなければならぬ、これは御指摘のとおりであります。それらの点についても郵政大臣の説明をお聞きいただきたいと思います。(拍手)

〔國務大臣井出一太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(井出一太郎君) 総理がお答えになりましたそのほかの問題、私を御指名になりましたが大体四点あるかと思います。逐次お答えをいたしまして、残余のプライバシーその他の問題は法務大臣をわざわざすることにいたします。

第一点は、電電公社が、加入電話を一方においては積滞しておりながら新しいデータ通信に手を出すのはどうか、こういう御趣旨であったたまにいたしまして、残余のプライバシーその他の問題は法務大臣をわざわざすることにいたします。

第二点は、電電公社が、加入電話を一方においては積滞しておりながら新しいデータ通信に手を出すのはどうか、こういう御趣旨であったたまにいたしまして、残余のプライバシーその他の問題は法務大臣をわざわざすることにいたします。

第三点は、電報に関する今回の改正がサービス・ダウンではないか、こういう御指摘であります。御承知のように、電報事業は昭和四十四年度で收支率が七二〇%、言ふならば、百円の電報料をいただいて、実際は七百二十円かかるとしている。こういう事情で、たいへんな大幅赤字が出ているわけであります。この赤字の原因は、電報事業はどうしても人手が必要であり、人件費が毎年大幅に上昇していくのに対しまして、昭和二十九年以来、料金が据え置きのままで従来はモールス通信といったものでやっておったのでござりますが、最近のように電報の伝送方式が近代化され、電話やテレックス等の他の通信手段が発達した状況のもとにおきましては、これらに対応した電報の制度に改めていく必要があるの

御説明になるだらうと思いますが、電電公社の経営内容からいたしまして、いろいろ料金については基本的な問題があるわけであります。ことに電報そのものについては、実際の面から申しまして、今までのよろんな料金では何もやつていけない、これは御承知のとおりでありますので、今回大幅な改正をこれに加えようということであります。もちろん、その失業等の問題についても対策をあわせて考えていかなければならぬ、これは御指摘のとおりであります。それらの点についても郵政大臣の説明をお聞きいただきたいと思います。(拍手)

にも応じてまいり、こういう考え方方に立つておる

わけございまして、決して財界の圧力とか、そういうものではなく、まさにこれは時代の要請に従つておると、こういうふうに御理解を願いたい

のであります。

第二点は、広域時分割に関連してのお尋ねでございますが、区域内通話と三分単位いたしましたのは、公衆電話においてすでに市内通話の三分打ち切り制を実施しておりますし、また市外通話、あるいは国際通話におきましては三分を基本時数としているような関係がございまして、言うならば、通話制度では沿革的に三分制をとつておることによつたわけであります。

次に、グループ料金制を実施したらどうか、こういう御提案がございましたが、わが国の実情にかんがみまして、今回、区域内通話、隣接区城内通話の制度を採用することにいたしたのであります。これを見方によりましては一種のグループ料金制といふことにも相なるかと、かように思つておるわけであります。

次に、第三点としまして、電報に関する今回の改正がサービス・ダウンではないか、こういう御指摘であります。御承知のように、電報事業は昭和四十四年度で收支率が七二〇%、言ふならば、百円の電報料をいただいて、実際は七百二十円かかるとしている。こういう事情で、たいへんな大幅赤字が出ているわけであります。この赤字の原因は、電報事業はどうしても人手が必要であり、人件費が毎年大幅に上昇していくのに対しまして、昭和二十九年以来、料金が据え置きのままで従来はモールス通信といったものでやっておったのでござりますが、最近のように電報の伝送方式が近代化され、電話やテレックス等の他の通信手段が発達した状況のもとにおきましては、これらに対応した電報の制度に改めていく必要があるの

になりますが、電報料金についてはその事業の実情から見まして、最小限度の利用者負担はやむを得ないものと、こういうふうには思ひのであります。が、公共料金抑制の方針は、さつき總理も言わされましたとおりでございまして、その意味において最も一年間は値上げを行なわないことにしまして、昭和四十七年の二月末までは現行料金のままに据え置くと、こういう方針でございます。

また電話設備料につきましては、これが受益者負担金の性格が強い点にかんがみまして、一般の

公共料金と若干異なつており、特に電話の設置の需要にこたえまして積滞を解消しますためには、ある程度受益者にも負担をしていただく、こういう意味で値上げもまたやむを得ないものと、こう考へるわけであります。

また、電話通話料につきましては、通話料単位料金七円はこれを据え置くといふことにいたしまして、そして時分割採用の結果、市内通話料において生ずる增收、確かに增收は生じます。これを全部あげて市外通話料等の引き下げに充當する

ことことで、全体としましては値上げにはならないような配慮をいたしたわけでございます。

かよくな意味において、政府としましては、公共料金抑制の方針に十分沿つて措置をしたと、かよくな次第でござります。(拍手)

〔國務大臣植木庚子郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(植木廣子郎君) お答え申し上げます。

データ通信の発達に伴いまして、データを盗み出したり、あるいはこれを悪用することによって個人のプライバシーの問題に侵害を与える、あるいは企業の秘密に対しても保護をしなければならないという問題等々がございますので、御指摘のとおり、ことに個人のプライバシーの問題、すなわち基本的人権の保護につきましては、われわれ法務当局といたしましては、ときあたかも、近年、相当長期間にわたつての研究でございますが、刑法の全面改正といふのを法制審議会で検討中でござります。したがつて、そのうちの一環として、審議会の中に刑事法特別部会といふ部会を設けまして、そこでこれららの問題をあわせて研究をいたしておりますのでござります。われわれ法務の事務当局としましては、十分この審議会の審議、検討の成り行き、スピード等々をよく注視いたしまして、このデータ通信の発達、あるいはこれの悪用をする者に対する防衛、保護というような問題について立ちおくれするようなことがないよう十分気をつけてまいりたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものとの認めます。

○副議長(安井謙君) 日程第三、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案。

日程第四、原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案。

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

対策特別委員長鈴木一弘君。

審査報告書

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年四月十七日

參議院議長 重宗 雄三殿
科学技術振興対策特別委員長 鈴木 一弘

參議院議長 重宗 雄三殿

參議院議長 重宗 雄三殿 船田 中

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法(昭和三十八年法律第百号)の一部を次のよう改定する。

附則第二条中「昭和四十七年三月三十一日」を

「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

一、費用
本法施行に伴う費用として、昭和四十六年度一般会計予算国庫債務負担行為として日本原子力船開発事業団出資金二億四千八十万円を計上し、これに係る昭和四十六年度支出分として五千八百二十万円を計上している。なお、国庫の負担となる年度を昭和四十七年度まで一箇年度延長している。

附帯決議
日本原子力船開発事業団法の存続期間を延長する。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年四月十七日

參議院議長 重宗 雄三殿
科学技術振興対策特別委員長 鈴木 一弘

日本原子力船開発事業団法の存続期間を延長するにあたり、政府は、次の事項に関し、特に配慮すべきである。
一、原子力船の開発、利用は、あくまで平和目的に限り、かつ、その安全性の確保に留意し、災害の防止に万全を期すること。

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

を最高度に活用し、本法の存続期間中に所期の目的を達すること。

右決議する。

急速な進展に對応して、原子力損害賠償補償契約及び国の援助に関する規定を昭和四十七年以降に運転を開始する原子炉等に係る原子力損害についても適用するとともに、原子力船に係る原子力損害の賠償に関する制度の整備等を行なうとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。
本法施行のため、特に費用は要しないが、昭和四十六年度一般会計予算中予算総額第十条に附則第六条の原子力損害賠償補償契約の総額の限度額として、百六十六億円が計上される。

本法施行のため、特に費用は要しないが、昭和四十六年度一般会計予算中予算総額第十条に附則第六条の原子力損害賠償補償契約の総額の限度額として、百六十六億円が計上される。

附 帯 決 議

政府は、本法施行にあたり、左の諸点の実現に努力すべきである。

一、陸上の原子炉、原子力船、外國の原子力軍艦による原子力損害の賠償については、被害者保護の立場から、均衡を失しないよう措置するとともに、プラッセル条約の検討等国際条約の確立に努力すること。

二、本法の適用除外になつてゐる原子力事業者の從業員災害については、原子力災害の特殊性にかんがみ、早急に、立法その他の措置を講じ、被害者の保護に万全を期すること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

日本原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月十九日

參議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 船田 中

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

わらず、なお從前の例による。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二 第二項第三号を削る。

第二十四条の二 第一項中「次の各号」を「前条第一項第一号、第三号(原子炉の運転に係る部分に限る。)及び第四号に掲げる事項」に、「同項」を「第二十三条の二 第二項」に改め、各号を削る。

第二十六条の二 第一項中「又は第三号」を削る。

○鈴木一弘君 ただいま議題となりました二法案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

日本原子力船開発事業團法の一部を改正する法律案は、船価の大額上昇等の事情により、建造着手の遅延から、同法の廃止期限内においては原子力第一船「むつ」の開発を完了することが困難となつたため、同法の廃止期限を昭和五十一年三月三十一日まで四年間延長しようとするものであります。

次に、原子力損害の賠償に関する法律及び原子

力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における原子力開発の進展にかかるものであります。そのおもなる内容は、国の補償契約制度と國の援助に関する規定の適用を十年延長し、昭和五十六年十二月末までに運転を開始する原子炉等に適用するとともに、損害賠償措置額を五十億円から六十億円に引き上げること及び内外の原子力船の円滑な相互寄港をはかるため、原子力船にかかる原子力損害の賠償に関する規定を新たに設けること等であります。

委員会におきましては、二法案を一括して議題とし、原子力船「むつ」の建造遅延の理由及び完成後の運航計画並びに原子力事業者の従業員の災害補償等について熱心なる質疑が行なわれました。されましても、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、二法案とも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○副議長(安井謙君) 本件を了却するに付し、
○鈴木一弘君 総員起立と認めます。よつて要領書を添えて報告する。

○副議長(安井謙君) 本件を了却するに付し、
○鈴木一弘君 総員起立と認めます。よつて要領書を添えて報告する。

て、両案は全会一致をもつて可決せられました。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十六年度一般会計予算に十二億百七十六万四千円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和四十七年度以降に度一般会計予算に弔慰金として総額四千六百万円、特別給付金として総額十二億七千八百万円が計上される見込みとなつてゐる。

○副議長(安井謙君) 日程第五、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長林虎雄君。

○副議長(安井謙君) 本件を了却するに付し、
○鈴木一弘君 総員起立と認めます。よつて要領書を添えて報告する。

○副議長(安井謙君) 本件を了却するに付し、
○鈴木一弘君 総員起立と認めます。よつて要領書を添えて報告する。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

五七八

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月二十六日

參議院議長 重宗 雄二殿
衆議院議長 船田 中

(小字は衆議院修正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法一部改正)
第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「(第四条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとなされた軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三(第四款症及び第五款症を除く。次項において同じ。)に定める程度の不具廢疾の状態にある場合に限る。)」を削り、同条第二項中「(第四条第一項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとなされた軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三(第四款症及び第五款症を除く。次項において同じ。)に定める程度の不具廢疾の状態にある場合に限る。)」を削り、同条第二項中「(第四条第一項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとなされた軍人軍属であつた者については、恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三(第四款症及び第五款症を除く。次項において同じ。)に定める程度の不具廢疾の状態にある場合に限る。)」を削る。

第七条第五項を同条第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

6 準軍属であった者が昭和十六年十二月八日以後における準軍属としての勤務(政令で定める勤務を除く。第二十三条第一項第四号及

び第三十四条第五項において同じ。)に関連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和四十六年十月一日(昭和二十年九月一日以後引き続き海外にあつて、昭和四十六年十月一日後帰還する者については、その帰還の日)において、当該負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾

病を除く。)により第一項に規定する程度の不具廢疾の状態にある場合においては、その者にその不具廢疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第七条第四項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める」を「第一項に規定する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 軍人軍属(改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人を除く。)であつた者が本邦その他の政令で定める地域(第四条第二項に規定する戦地を除く。)における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病(公務上の負傷又は疾病を除く。)により、昭和四十六年十月一日(同日後復員する者については、その復員の日)において、第一項に規定する程度の不具廢疾の状態にある場合においては、その者にその不具廢疾の程度に応じて障害年金を支給する。

一 昭和十六年十二月八日以後における戦争に關する勤務(政令で定める勤務を除く。

次号、第二十三条第一項第五号及び第三十四条第二項において同じ。)に関連する負傷又は疾病

又は疾病

二 昭和二十年九月二日以後における負傷又

は疾病で厚生大臣が戦争に關する勤務に關連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廢疾の程度	年	金	額			
特 別 項 症	第一項症	第二項症	第三項症	第四項症	第五項症	第六項症
不具廢疾の程度	年	金	額			
第一項症	第一項症	第一項症	第一項症	第一項症	第一項症	第一項症
第二項症	第二項症	第二項症	第二項症	第二項症	第二項症	第二項症
第三項症	第三項症	第三項症	第三項症	第三項症	第三項症	第三項症
第四項症	第四項症	第四項症	第四項症	第四項症	第四項症	第四項症
第五項症	第五項症	第五項症	第五項症	第五項症	第五項症	第五項症
第六項症	第六項症	第六項症	第六項症	第六項症	第六項症	第六項症

第一款症	一二〇、八〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一三五、九〇〇円)
第二款症	一一二、一〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一二六、〇〇〇円)
第三款症	八四、八〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、九五、四〇〇円)
第四款症	五六、四〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六五、七〇〇円)
第五款症	六七、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、七五、六〇〇円)
不具廢疾の程度	五百七十円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、六百四十円)に、「五千七百六十円」を「六千四百八十円」に、「二千三百六十円」を「三千八百四十円」を「四千三百二十円」に、「二万五千二百円」を「三万八千八百円」に、「二万八千八百円」を「三万一千四百円」に改める。
第八条第九項の表を次のように改める。	第八条第八項中「八千四百円」を「九千六百円」に、「五千四十円」を「五千七百六十円」に、「五千七百六十円」を「六千四百八十円」に、「二千三百六十円」を「三千八百四十円」を「四千三百二十円」に、「二万五千二百円」を「三万八千八百円」に、「二万八千八百円」を「三万一千四百円」に改める。
第一款症	金額
第二款症	五九四、〇〇〇円
第三款症	四三三、〇〇〇円
第四款症	三四八、〇〇〇円
第五款症	二七九、〇〇〇円

官報(号外)

不具廢疾の程度	金額
第一款症	
第二款症	
第三款症	
第四款症	
第五款症	

(障害年金及び障害一時金の額の特例)
 第八条の一 前条第一項の規定にかかるわらず、第七条第三項の規定により支給する障害年金の額は、前条第一項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。
 2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。
 3 前条第七項の規定にかかるわらず、第七条第六項の規定により支給する障害年金の額は、前条第七項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。
 4 前条第八項の規定は、前項の障害年金の額について準用する。
 5 前条第九項又は第十項の規定にかかるわらず、第七条第三項又は第六項の規定により障害年金の支給を受けるべき者に支給する障害一時金の額は、前条第九項又は第十項に定める額の十分の七・五に相当する額とする。
 (障害年金の併給の調整)
 第八条の三 障害年金を受ける権利を有する者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、援護審査会の議決により、その者に前後の不具廢疾を併合した不具廢疾の程度による障害年金を支給する。
 2 障害年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の不具廢疾を併合した不具廢疾の程度による障害年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害年金を受ける権利は、消滅する。
 3 第一項の規定により前後の不具廢疾を併合した不具廢疾の程度による障害年金を受ける権利を取得した者については、第七条第七項の規定により前後の不具廢疾を併合した不具廢疾の程度による障害年金を受ける権利を取得しない。
 4 第八条第一項若しくは第七項又は前条第一項若しくは第三項の規定にかかるわらず、第一項の規定により支給する前後の不具廢疾を併合した不具廢疾の程度による障害年金の額は、従前の障害年金の額に、前後の不具廢疾

を併合した不具廢疾の程度に応じて第八条第一項を適用して得た額から従前の不具廢疾の程度に応じて同項を適用して得た額を控除した額に後に生じた障害年金の支給事由の別により厚生省令で定める率を乗じて得た額を加えた額とする。
 5 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。この場合において、次の各号に該当するときは、同条第二項、第三項又は第六項に規定する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。
 一 従前の障害年金に加給する額があるとき、又は後に生じた支給事由により障害年金を支給するとした場合において加給すべきこととなる額があるときは、当該額のうちいずれか高い額又は当該額に相当する額とする。
 二 前号に該当しない場合であつて、前後の不具廢疾のいずれか又はいずれもが準軍属たるによるものであるときは、第八条第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・八を乗じて得た額(当該前後の不具廢疾のいずれか又はいずれもが第二条第三項第一号に掲げる者に係るものであるときは、第八条第二項、第三項又は第六項に規定する額に〇・九を乗じて得た額)
 第九条第二項を次のように改める。
 2 前項の期限の到来前六月前までに不具廢疾が回復しない者で、その不具廢疾の程度がなお第七条第一項に規定する程度であるものは、引き続き相当の障害年金を支給する。この場合においては、さらに前項の規定を適用することを妨げない。
 第十一条第一号中「公務上」を削り、同条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」の下に「(第七条第三項に規定する軍人軍属であった者にあっては、昭和四十六年九月三十日)」を加え、同条第三号中「第三項」を「第一項」に改め、「昭和三十三年十二月三十一日」の下に「(第七条第六項

第八条の次に次の二条を加える。

に規定する準軍属であつた者にあつては、昭和四十六年九月三十日」を加える。

第十三条第一項を次のように改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

障害年金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

一 第七条第一項の規定により支給する障害年金 昭和二十七年四月（同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月）

二 第七条第四項の規定により支給する障害年金 昭和三十四年一月（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十年一月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月）

三 第七条第三項又は第六項の規定により支給する障害年金 昭和四十六年十月（同月一日後復員する者に支給するものについては、その復員の日の属する月の翌月とし、昭和二十九年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和四十六年十月一日後帰還する者に支給するものについては、その帰還の日の属する月の翌月）

四 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

第十四条第一項第三号中「軍人軍属であつた者にあつては、」を削り、同項第四号を削り、同条第二項中「又は第四号」を削る。

第二十三条第一項第二号中「負傷」を「公務上の負傷」に改め、同項第四号を次のように改める月）

第十五条第一項第三号中「軍人軍属であつた者にあつては、」を削り、同項第四号を削り、同条第二項中「又は第四号」を削る。

第二十三条第一項第二号中「負傷」を「公務上の負傷」に改め、同項第四号を次のように改める月）

第十六条第一項第三号中「軍人軍属であつた者にあつては、」を削り、同項第四号を削り、同条第二項中「又は第四号」を削る。

第二十三条第一項第二号中「負傷」を「公務上の負傷」に改め、同項第四号を次のように改める月）

第十七条第一項第三号中「軍人軍属であつた者にあつては、」を削り、同項第四号を削り、同条第二項中「又は第四号」を削る。

第十八条第一項第三号中「軍人軍属であつた者にあつては、」を削り、同項第四号を削り、同条第二項中「又は第四号」を削る。

四 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に本邦その他の政令で定める月）

る地域（第四条第一項に規定する事変地を除く。）における在職期間（旧恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号）第七条に規定するもとの陸軍又は海軍の学生生徒についても、それらの身分を有していた期間を含む。以下この号において同じ。）内に

おいて事変に関する勤務（政令で定める勤務を除く。第三十四条第二項第一号において同じ。）に関連して負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これにより死亡した改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人若しくは準軍人又はこれららの者であつた者の遺族（前二号に掲げる遺族を除く。）

五 第七条第三項に規定する政令で定める地域における在職期間内の次に掲げる負傷又は疾病により、在職期間内又は在職期間経過後に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者（改正前の恩給法第二十一条に規定する軍人及び準軍人並びにこれらの者であつた者を除く。）の遺族（第一号から第三号まで掲げる遺族を除く。）

イ 昭和十六年十二月八日以後における戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病に支給するものについては、その帰還の日（イ）昭和二十年九月二日以後における負傷

又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に因連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるもの

四 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

五 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

六 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

七 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

八 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

九 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

十 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

十一 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

十二 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

十三 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

十四 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

十五 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項の規定により支給する障害年金 第七条第二項若しくは第五項又は第八条の三第一項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月）

一 夫については、不具魔疾であつて生活資料を得ることができないこと、又は死亡した者の死亡の当時から引き続き不具魔疾の状態にあること。

二 第二十六条第一項第一号中「十五万七千円」を「十三万八千九百六十円」に、「十二万五千六百円」を「十五万六千三百三十円」に改める。

三 第二十七条第一項中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「第二十三条规定第二号及び第三号並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる」に改める。

四 第二十九条第一項第一号中「公務上」を削る。（特別給付金の特例）

五 第二十二条第三項第二号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第四項第一号中「四千九百円」を「五千六百円」に、「五千六百円」を「六千三百円」に改め、同項第二号中「三千六百七十五円」を「四千二百円」に、「四千二百円」を「四千七百二十五円」に改め、同項第三号中「から第四号まで」を「又は第三号」に、「三千六百七十五円」を「四千二百円」に、「四千二百円」を「四千七百二十五円」に改める。

六 第二十四条第二項第一号中「事變」を「事變に関する勤務」に改め、「政令で定める勤務を除く。次号において同じ。」を削り、同条第五項中「第二条第三項第一号に掲げる者の勤務（政令で定める勤務を除く。）を準軍属としての勤務」に改める。

七 第四十九条の二中「第二十三条规定第二項第四号、第七条第三項若しくは第六項、第二十三条规定第四号」に改める。

八 第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第九条 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十条 第二条第二項第九号中「昭和二十年八月九日以後における業務による負傷又は疾病」を「昭和十六年十二月八日以後昭和二十年八月九日前における軍事に関する業務による負傷又は疾病」に改め、同条第六項中「又は第三項に規定する戦地」を、第三項又は第六項に規定する

戦地に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第二項第一号から第五号までに掲げる者については、その者の昭和十六年十一月八日以後の本邦その他政令で定める地域（戦地を除く。）における戦争に関する勤務（政令で定める勤務を除く。この項において同じ。）に関する負傷又は疾病（昭和二十年九月一日以後における負傷又は疾病で厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認めるものを含む。）は、当該各号に規定する負傷又は疾病とみなす。

7 第二項第六号から第十二号までに掲げる者について、その者の昭和十六年十二月八日以後における業務に関する勤務（政令で定めた勤務を除く。）に関連する負傷又は疾病とみなす。

当該各号に規定する負傷又は疾病とみなす。

第十八条第二項中「四千二百円」を「四千八百円」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第五条 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「の特別項症から第六項症まで」と「及び第一号表ノ三の第一款症から第四款症まで」と「第一号表ノ三」に改める。

第四条第一項中「第四款症」を「第五款症」に改める。

附則に次の二項を加える。

（特別給付金の特例）

5 戰傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第六十一号）による改正後の遺族援護法第一条第三項の規定並びに戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十七号）による改正後の法律（昭和二十七号）といふ。）による改正後の遺族援護法第四条第二項の規定により同法第二十三条第二項に規定する遺族給与金（同項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至った者（遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば

第七条第一項及び第三項の規定により昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかりたことによる障害年金又は障害一時金を受けたことによる障害年金又は障害一時金を受けるに至つた者（法律第二十七号附則第五条の規定により同条第一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者（遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。）は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。）、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなされた者を除く。）は、第二条の規定の適用については、昭和三十八年四月一日において同条第一項第三号の給付を受けていた者又は受けたことがある者とみなされた者を除く。

6 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十年四月一日」とあるのは、「昭和四十年四月一日」とする。昭和四十年四月一日とあるのは、それぞれ昭和四十六年九月三十日とする。

7 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十月一日とする。

6 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十月一日とする。

附則

（施行期日○）

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から

（施行期日○）

当該遺族給与金を受けるべき者を含む。又は

法律第二十七号附則第五条の規定により同条第一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者（遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金を受けるべき者を含む。）は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び「昭和四十四年九月三十日」とあるのは、それぞれ昭和四十六年九月三十日とする。

前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十六年十月一日とする。

第一条の規定により戦傷病者・戦没者・遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置

施行する。ただし、第四条中戦傷病者特別援護

法第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日

〇この法律の公布の日が同年四月一日以後であるときは、公

布の日

この法律の公布の日が昭和四十六年四月二日以後であるときは、公

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定は、同年四月一日から適用する。

（この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第一項、第二十二項、第二十五項第一項第一号並びに第三十四条第五項の規定の改正による戻り障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月とは、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七条第一項及び第二項	第一条の法律は、昭和四十六年十月一日から
第七条第一項	
第三十条第一項 第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項 第三十八条第三号	昭和二十七年四月一日
第七条第一項及び第二項	昭和四十六年十月一日
第十一條第二号 第二十九条第一項第二号及び第四号 第三十六条第一項第一号	同日
第三十八条第二号	昭和四十六年十月一日
第十三條第一項第一号 第二十五条第一項 第三十六条第二項	昭和二十七年四月
第三十八条规定の第三号	昭和四十六年十月一日
第十三條第一項第一号 第二十五条第一項 第三十六条第二項	昭和四十六年十月一日
第三十八条规定の第三号	昭和四十六年十月一日

2 準軍属であつた者に支給する昭和四十六年一月から同年九月までの月分の障害年金については、遺族援護法第八条第七項に定める額は、それぞれ、次の表に定める額とする。

第二十五条第三項		昭和三十四年一月一日	昭和四十六年十月一日
第二十九条第一項第三号及び第四号		昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十六年九月三十日
第三十条第三項		昭和三十四年一月 同年同月一日	昭和四十六年十月一日
第三十六条第一項第一号		昭和四十六年十月一日 同年四月二日	昭和四十六年十月一日
不具廢疾の程度	年	金	額
特 別 項 症	第一項症の年金額に二五二、八四〇円(第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二八八、九六〇円)以内の額をえた額	三六一、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四一二、八〇〇円)	二九二、六〇〇円(第一条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三三四、四〇〇円)
第一項症	三六一、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二九二、六〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三三四、四〇〇円)	二九二、六〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二三四、五〇〇円)	二三四、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二六八、〇〇〇円)
第二項症	二九二、六〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二三七、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二五六、八〇〇円)	二三七、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二〇二、四〇〇円)	一七七、一〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二〇二、四〇〇円)
第三項症	二三七、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二五六、八〇〇円)	二三七、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、八〇〇円)	一七七、一〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、八〇〇円)
第四項症	二三七、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二〇二、四〇〇円)	二三七、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、八〇〇円)	一七七、一〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、八〇〇円)
第五項症	二三七、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二〇二、四〇〇円)	二三七、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、八〇〇円)	一七七、一〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、八〇〇円)
第六項症	二三七、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二〇二、四〇〇円)	二三七、二〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、八〇〇円)	一七七、一〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一五六、八〇〇円)
第一款症	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九〇、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇三、二〇〇円)
第二款症	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九〇、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇三、二〇〇円)
第三款症	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九〇、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇三、二〇〇円)
第四款症	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九〇、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇三、二〇〇円)
第五款症	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九〇、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇三、二〇〇円)
第六項症	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九七、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一一一、二〇〇円)	九〇、三〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、一〇三、二〇〇円)
第一款症	一九六、〇〇〇円	一九六、〇〇〇円	一九六、〇〇〇円
第二款症	一五〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
第三款症	一三九、〇〇〇円	一三九、〇〇〇円	一三九、〇〇〇円
第四款症	一二九、〇〇〇円	一二九、〇〇〇円	一二九、〇〇〇円
第五款症	九八、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	九八、〇〇〇円
第六項症	七七、〇〇〇円	七七、〇〇〇円	七七、〇〇〇円
第一款症	五四八、〇〇〇円	五四八、〇〇〇円	五四八、〇〇〇円
第二款症	四五五、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円
第三款症	三九〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円
第四款症	三三一、〇〇〇円	三三一、〇〇〇円	三三一、〇〇〇円

第五条 軍人軍属であつた者に支給する昭和四十六年一月から同年九月までの間に支給事由が生じた障害一時金については、遺族援護法第八条第九項に定める額は、それぞれ、次の表に定める額とする。

第四款症		不具廢疾の程度	金	額
第一款症			五四八、〇〇〇円	
第二款症			四五五、〇〇〇円	
第三款症			三九〇、〇〇〇円	
第四款症			三三一、〇〇〇円	

第五 款 症
二五七、〇〇〇円

2 準軍属であつた者に支給する昭和四十六年一月一日から同年九月三十日までの間に支給事由が生じた障害一時金については、遺族援護法第八条第十項に定める額は、それぞれ、次の表に定める額とする。

不具廻疾の程度	金額
第一 款 症	三八三、六〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、四三八、四〇〇円)
第二 款 症	三一八、五〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、三六四、〇〇〇円)
第三 款 症	二七三、〇〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二五一、〇〇〇円)
第四 款 症	二二四、七〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二五六、八〇〇円)
第五 款 症	一七九、九〇〇円(第二条第三項第一号に掲げる者に係るものにあつては、二〇五、六〇〇円)

第六条 昭和四十六年一月から同年九月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、この法律による改正前の遺族援護法第二十六条第一項第一号中「十五万七千円」とあるのは「十六万三百円」と、この法律による改正前の同法同条第二項第一号中「十万九千九百円」とあるのは「十一万二千二百十円」と、「十二万五千六百円」とあるのは「十二万八千二百四十円」とする。

(遺族年金等の支給の特例)

第七条 軍人軍属が昭和二十年九月二日以後遺族援護法第四条第二項に規定する戦地であつた地域において在職期間内に軍人軍属たる特別の事情に関連して死亡し、又は軍人軍属であつた者が同項に規定する事変地若しくは戦地若しくは同項に規定する戦地であつた地域における在職期間内の行為に関連して同日以後当該地域において死亡した場合においては、当該死亡が同法第二十三条第一項の規定による遺族年金・戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百四十四号)附則第十一項の規定による遺族年金を含む。)の支給事由に該当する場合を除き、その遺族に遺族年金を支給する。ただし、当該死亡が大赦令(昭和二十年勅令第五百七十九号)第一条各号、大赦令(昭和二十一年勅令第五百十一号)第一条各号及び大赦令(昭和二十七年政令第百十七号)第一項に掲げる罪以外の罪に当たる行為に関連するものであることが明らかでないと援護審査会が議決した場合に限る。

2 前項の規定により遺族年金を支給する場合においては、当該死亡が遺族援護法第三十四条第二項又は第三項に規定する弔慰金の支給事由に該当する場合を除き、当該死亡した者の遺族に弔慰金を支給する。

第一項の遺族年金及び前項の弔慰金については、遺族援護法の規定による遺族年金及び弔慰金に

関する規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月と読み替えるものとする。

第二十五条第一項 第三十六条第一項第二号、第四号及 第三十八条第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十六年十月一日
第三十六条第二項 第三十八条第三号	昭和二十七年四月一日	昭和四十六年十月一日
第三十六条第一項第二号及び第四号 第三十八条第三号	昭和二十七年三月三十日	昭和四十六年九月三十日
第三十六条第一項第二号 第三十八条第三号	昭和二十七年四月	昭和四十六年十月
第三十六条第一項第二号 第三十八条第三号	同年四月一日	昭和四十六年十月一日

(遺族年金の支給の特例)

第八条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)以下「法律第百八十一号」という。の施行の際遺族援護法第二十五条第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当していなかつたため遺族年金を受ける権利を有しなかつた父、母、祖父又は祖母であつて、同法第二十五条第一項中「昭和二十七年四月一日(死)」した者の死の日が、昭和二十七年四月一日(死)した者の死の日が、昭和二十七年四月二日以後であるときは、その死亡の日」とあるのを「昭和四十六年十月一日」と、同法第二十九条第一項第一号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのを昭和四十六年九月三十日」と読み替えて適用した場合に、この法律の施行の際又はこの法律の施行後において遺族年金を受ける権利を有することとなるもの

するに至つた者で、当該遺族年金の支給事由と同一の事由により恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第十条第一項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族たるによる扶助料(以下「公務扶助料」という。)を受ける資格を有するもの(同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有するもの並びに当該公務扶助料を受ける権利を有する者の扶養遺族であるもの及び扶養遺族であつたものを除く。)は、厚生省令で定めるところにより厚生大臣に届け出なければ、当該遺族年金を受ける権利を失う。

3 第一項の遺族年金について遺族援護法を適用する場合には、同法第三十条第一項中「昭和二十七年四月(死)」した者の死亡の日が昭和二十七年四月一日以後であるときは、その死亡の日(の属する月の翌月)」とあるのは「昭和四十六年十月」と、同法第二項中「死亡した者の死亡の日」の属する月の翌月」とあるのは「昭和四十六年十月」とする。

前項の規定により遺族年金を受ける権利を有

4 第一条の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に支給する遺族年金の額は、他に同一の事由による公務扶助料が支給される期間、七千円（遺族援護法第二十三条第一項第二号に掲げる遺族に支給するものであるときは、五千二百五十円）とする。
（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 昭和四十六年一月から同年九月までの月分の留守家族手当については、この法律による改正前の未帰還者留守家族等援護法第八条中「一万三千八百四十円」とあるのは、「一万三千九百五十円」とする。
（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 この法律による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項の規定の改正により同法第三条に規定する特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、同条第一項第一号、第三号及び第四号中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和四十六年十月一日」とする。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項及び前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する同法第四条第二項に規定する國債の発行の日は、昭和四十六年十月一日とする。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の次に次の二条を加える。
（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける権利を取得した者の扶助料を受けたる資格の喪失）

第三十五条の四 この法律の附則の規定により

旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける資格を取得した父母、祖父又は祖母が、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二百五十五号）のと議決した。よつて要領書を添えて報告するに至つたときは、その者は、当該扶助料を受ける資格を失う。

附則第八条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける権利を有するに至つたときは、その者は、当該扶助料を受ける資格を失う。

○林虎雄君 拍手
〔林虎雄君登壇、拍手〕

○林虎雄君 議題となりました本法律案は、戦傷病者及び戦没者の遺族等に対する援護を充実するため、傷害年金、遺族年金について給付額を引き上げるほか、支給対象を拡大することをおもな内容とするものであります。
社会労働委員会においては、三月二十六日に本案の付託を受け、四月二十日、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決しました。
なお、山下春江委員から提出された附帯決議案を委員会の決議とすることに決しました。
以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（安井謙君） 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたしました。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。（賛成者起立）

○副議長（安井謙君） 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

建設省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十六年三月二十六日
参議院議長 重宗 雄三殿 船田 中

○副議長（安井謙君） 日程第六、建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長田口長治郎君。

○副議長（安井謙君） 建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長田口長治郎君。

審査報告書
建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律
建設省設置法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の
第四条の二第一項中「宅地部」の下に「都市局に下水道部を」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二条を加える。
4 下水道部においては、第三条第七号に規定する事務をつかさどる。
附則
この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。
昭和四十六年四月二十二日 内閣委員長 田口長治郎
参議院議長 重宗 雄三殿 田口長治郎

〔田口長治郎君登壇、拍手〕
「田口長治郎君登壇、拍手」

○田口長治郎君 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、下水道行政の増大に対処するため、建設省都市局に下水道部を設置しようとしたものであります。
本法律案の内容は、下水道普及の現状と今後の整備計画、下水による水質公害対策、下水道受益者負担金制度の再検討等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。
委員会におきましては、下水道普及の現状と今後の整備計画、下水による水質公害対策、下水道受益者負担金制度の再検討等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。
質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して安田委員より、本法律案の施行期日を公布の日に修正の上、賛成する旨の発言がありました。
次いで採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（安井謙君） 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。
本案の委員長報告は修正議決報告でございます。
本法律案の全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

昭和四十六年四月二十二日 参議院会議録第十号

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて委員会修正どおり議決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

出席者は左のとおり。

議員
長 副議長 重宗 安井 雄三君
山田 雄君
藤原 謙君
市川 房枝君
鬼丸 勇君
浅井 勇君
松下 勝之君
片山 亨君
鈴木 武夫君
北條 寛夫君
小平 実君
星野 亨君
山本敬三郎君 重次君
太郎君 盛君
柳田桃太郎君 芳平君
高橋文五郎君 哲君
大谷藤之助君 浩君
大竹平八郎君 增田君
柴田 駕君
栗原 一郎君
河野 謙三君 三郎君
杉原 賢作君
荒太君 一雄君
黒木 正吉君
利克君
高峰君
佐藤君
鍋島君
平島君
上原君
小枝君
橋本君
温水君
春江君
森君
大竹君
船田君
佐藤君
和田君
鶴君
幸君
讓君
大郎君
榮君
三郎君
賢作君
宜美君
敏夫君
直紹君
正吉君
國務大臣
内閣総理大臣
法務大臣
厚生大臣
内閣法務局長官
政府委員
郵政大臣
建設大臣
国務大臣
高辻正巳君
内閣法務局長官
西田信一君
井出一太郎君
野原正勝君
根本龍太郎君
佐藤一郎君
土屋義彦君
大松博文君
小林国司君
安田隆明君
山本茂一郎君
林田悠紀夫君
岩動道行君
源田実君
丸茂重貞君
青田源太郎君
丸井勇君
白井志郎君
櫻井志郎君
田口長治郎君
石原幹市郎君
郡祐一君
高橋衛君
久次米健太郎君
上田稔君
竹田四郎君
米田正文君
増原登君
林虎雄君
小林武治君
斎藤昇君
春日惠吉君
廣瀬久忠君
阿真根登君
矢山恵吉君
渡辺久忠君
岩間廣瀬君
松澤阿真君
足鹿賢一君
松本英行君
大和義夫君
大和英行君
大和俊二君
大和与一君
大和賢一君
大和有作君
大和兼人君
大和正君
大和久保君
大和久保君
大矢正君
前川正君
小柳旦君
柳勇君
久保等君
大矢正君
佐藤榮作君
植木庚子郎君
内田常雄君
羽生足鹿
厚生大臣
内閣法務局長官
西田信一君
井出一太郎君
野原正勝君
根本龍太郎君
佐藤一郎君
土屋義彦君
大松博文君
小林国司君
安田隆明君
山本茂一郎君
林田悠紀夫君
岩動道行君
源田実君
丸茂重貞君
青田源太郎君
丸井勇君
白井志郎君
櫻井志郎君
田口長治郎君
石原幹市郎君
郡祐一君
高橋衛君
久次米健太郎君
上田稔君
竹田四郎君
米田正文君
増原登君
林虎雄君
小林武治君
斎藤昇君
春日惠吉君
廣瀬久忠君
阿真根登君
矢山恵吉君
渡辺久忠君
岩間廣瀬君
松澤阿真君
足鹿賢一君
松本英行君
大和義夫君
大和英行君
大和俊二君
大和与一君
大和賢一君
大和有作君
大和兼人君
大和正君
大和久保君
大和久保君
大矢正君
前川正君
小柳旦君
柳勇君
久保等君
大矢正君
佐藤榮作君
植木庚子郎君
内田常雄君
羽生足鹿

第八号(その一)中正誤		
ペジ 段行 誤		
一六	二一	こととして
一七	三から	所存
第九号(その一)中正誤		
一七	三から	終わり
一七	四四	得所税
一七	四九	不動産所得税
一三	四九	不動産取得税
第十二条		
整備の		
二五	三七	米国、鉄
二五	三七	議場の
二五	三四	整備を
正		
二五	三四	所得税
二五	三四	米、国鉄